

No.	質問内容		回答	
1	実施要領	2契約の条件・内容等 (3)提案上限額	この額は、業務委託の費用にプレミアム額を加算したものとして理解すればよいか。	ご理解のとおり。 仕様書P2の「5(1)」の表に示すプレミアム額「9000万円」が加算された数値になっている。
2	仕様書	6業務の内容 (5)商品券の販売 ①業務内容	プレミアムアクアコインの換金データは、受託者としてどのような業務を想定して提供されるものか。	本事業におけるデータについては、極力市と受託者で情報共有したいと考えている。 コインの換金データの提供もそのような考えから行うもの。 業務完了時の報告書に、実績として記入いただくことになると想定される。
3	仕様書	6業務の内容 (5)商品券の販売 ①業務内容	コインの販売に伴う売上金は、市の指定する時期に、市の指定する事業者へ送金するとあるが、指定される時期とはどの程度のものか。	仕様書P8の「6(9)商品券の換金」において、紙の商品券の換金スケジュールを「月2回×6ヶ月」と指定させていただいているが、このスケジュールと同様になるものと想定している。ただし、アクアコインのシステム事業者や、送金先事業者との調整があるため、多少変更が生じる場合がある。
4	仕様書	6業務の内容 (5)商品券の販売 ①業務内容	コインの販売に伴う売上金の送金に係る手数料は、受託者で負担するのか。 また、コインの換金手数料は受託者や取扱店が負担するのか。	コインの販売に伴う売上金の送金手数料については、受託者にて負担いただきたい。 また、コインを取扱店舗へ換金する手数料については、市とコイン換金を扱う事業者にて負担する。
5	仕様書	6事業の内容 (3)コールセンターの運営	コールセンターで対応する案件には、アクアコイン関係のものも含まれるのか。	基本的な問い合わせ（「操作方法を教えてください」、「換金方法がわからない」など）についてはご対応いただけるようにご準備いただきたい。 しかし、不具合についての連絡や、アクアコインの運営に係る質問については、市や他の窓口へ誘導していただいて差し支えない。
6	仕様書	6業務の内容 (6)取扱店への対応	利用者の利便性の確保するため、紙の商品券の取扱店とアクアコインの取扱店は同一であった方が良くと思うが、店舗と交渉が必要になった場合、市からも助力していただくことは可能か。	利便性の確保は市としても同じように考えている。 取扱店の募集にあたり、市の助力が必要な場合があれば、交渉に同席するなどして協力することはできる。

No.	質問内容		回答	
7	仕様書	6業務の内容 (9)商品券の換金	<p>プレミアム額の入金・売上金額・換金業務の安全を図るために、資金の流れを一本化する次のようなスキームの提案は可能か。</p> <p>①商品券の売上金は受託事業者が市の指定する事業者(以下、送金先事業者)へ送金する  ②取扱店は送金先事業者へ換金依頼をする  ③送金先事業者はアクアコインと同じ換金手数料で取扱店への換金業務を行う</p>	<p>本市としては、本市で行うプロポーザルの中で、送金先事業者がその負担を耐えるのかが判断できないため、そのようなスキームは想定していない。</p> <p>仕様書P8「6(9)」のとおり、紙の商品券の場合は、受託者が換金手続きを行っていただき、アクアコインの場合は、送金先事業者へ送金するという方法を取っていただきたい。</p>
8	仕様書	6業務の内容 (6)取扱店への対応	<p>取扱店への説明会に市の職員は立ち合うのか。</p>	<p>市の職員も立ち会う予定。  会場や日程についても相談していただくようになると思うが、本市の施設を無償で利用することも可能(市庁舎や市民会館など)。</p>
9	仕様書	6業務の内容 (1)商品券の換金	<p>販売中の盗難・偽造引換券の発見・偽造商品券の発見・アクアコインの不正チャージに関する受託者の責任範囲はどのように想定しているか。</p>	<p>委託業務中に発生した損害については、その時点の状況や事情が様々であると思われるため、この時点での想定は難しいが、実際にそのような事態が起こった際には、市から事情の聴取等を行い、そのときの業務の遂行状況等を確認した上で、責任範囲について協議する必要があると思われる。</p> <p>一般的には、善良なる管理の注意義務を果たしているかということ判断することになるとと思われる。</p>
10	仕様書	6業務の内容 (4)ホームページの開設・運営	<p>ホームページの公開は6月1日が必須なのか。</p>	<p>ホームページの開設日については、準備ができ次第速やかに行っていただきたいということで、事業の開始を6月1日とさせていただいた。よって、6月1日に開設することは求めない。</p> <p>似た案件に、仕様書P4の「6(3)コールセンターの運営」があるが、こちらは記載のとおり、9月2日からコールセンター業務が始められるよう準備をお願いしたい。</p>
11	仕様書	6業務の内容 (4)ホームページの開設・運営	<p>当事業に関するサイトのURLは市ホームページのサブドメインとの認識で宜しいか。</p>	<p>当事業のサイトURLについて、市では特に指定することはしない。  利用者が本事業であると分かりやすいものにしていただければ良い。</p>

No.	質問内容		回答	
12	仕様書	6業務の内容 (4)ホームページの開設・運営	市のホームページの修正は委託業務から除いても宜しいか。	ご理解のとおり。 本市ホームページの編集は、担当課である産業振興課で行うため、委託業務から除いてかまわない。 本市ホームページへのリンクを貼る等、紐付ける必要はあると思われる。
13	仕様書	6業務の内容 (4)ホームページの開設・運営	ホームページの情報更新の頻度はどの程度と想定しているのか。	情報の更新が必要になった際に更新していただくため、一概に申し上げられないところだが、7月～9月の間については、対象者への発送や申請受付の開始、その他特殊事例に該当する方への周知など、情報の追加が多く、頻繁に更新していただく必要があると思われる。(おおむね週1回程度ではないかと想定している)
14	仕様書	6業務の内容 (4)ホームページの開設・運営	サイト構築にあたり、特定のCMSやツールの使用要件はあるか。 取扱店募集や登録で使うメールアドレスのドメインは指定があるのか。指定がある場合、ネームサーバーの設定変更は市で行うのか。	サイト構築において特定のツール等の指定はしない。 また、取扱店募集に伴うメールアドレスについても、ドメインの指定はしない。 募集の際にわかりやすいものにしていただければ差し支えない。
15	仕様書	6業務の内容 (5)商品券の販売	3歳未満の子供が3名いる家庭は $4 \times 5 = 20$ セット商品券が購入可能か。	3歳未満の子の人数分だけ世帯主が購入可能となるため、ご質問の例であると、購入対象者が3人であるから、 $3 \times 5 = 15$ セットの購入が可能。  ただし、世帯主自身が非課税者であった場合は、世帯主自身も購入対象者となるため、購入対象者は4人となる。 また、非課税の世帯主に配偶者がいる場合はもう1名増え、購入対象者が5人となる。  なお、購入対象者については事前に審査等を行い、市からその世帯に対象者分の引換券を送付する。

No.	質問内容		回答	
16	仕様書	6業務の内容 (5)商品券の販売	世帯主から購入委託された親族への販売は可能か。	家族や代理人・使者による購入も差し支えない。その際には、窓口に来訪した者の本人確認を行うとともに、購入引換券に記載されている者との関係を、委任状等の資料や口頭で確認するといった簡便な方法をとっていただければ差し支えない。ただし、大勢の家族以外の者の商品券の購入を求めるなど、通常の想定しがたい購入の申し出があった場合には、別途市に相談いただきたい。
17	仕様書	6業務の内容 (9)商品券の換金	換金時の郵送代金は取扱店の負担となるか。	換金のために、使用済み商品券を回収する際に、仕様書「6(9)②ア」に記載の換金ツールを使用して取扱店が受託者へ郵送する際の郵送代金のことと推察するが、これに関しては受託者が負担するものとしていただきたい。